

令和8年6月定例会

厚生委員会資料

(子ども未来部)

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第25条（略） （職員）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（以下「大学」という。）（同法第108条第2項に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）もしくは同法第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第27条～第35条（略） （職員）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第4項、附則第6項又は附則第7項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>第37条～第42条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略） （保育士の員数の算定に関する経過措置）</p> <p>4 第36条第2項の規定の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り保育士とみなす</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第25条（略） （職員）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。）もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第27条～第35条（略） （職員）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第37条～第42条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略） （保育士の員数の算定に関する経過措置）</p> <p>4 第36条第2項の規定の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限り</p>

<p>ことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（<u>同条第3項又は附則第6項もしくは附則第7項の規定により保育士とみなされる者および同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。</u>）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>
<p>5～7 （略）</p>	<p>5～7 （略）</p>
<p>8 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>第36条第3項又は附則第4項もしくは前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を前2項の規定の適用がないものとした場合の同条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上置かなければならない。</p>	<p>8 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を保育士の数（<u>前2項の規定の適用がないとした場合の第36条第2項により算定されるものをいう。</u>）の3分の2以上置かなければならない。</p>
<p>9 <u>第36条第3項および附則第4項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p>以下 （略）</p>	<p>以下 （略）</p>

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>目次 （略）</p>	<p>目次 （略）</p>
<p>第1条～第29条 （略） （職員）</p>	<p>第1条～第29条 （略） （職員）</p>
<p>第30条 （略）</p>	<p>第30条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「<u>看護師等</u>」という。）を、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>
<p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。））もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をい</u></p>	

<p>う。)又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第8項又は附則第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>第31条 (略) 第3節 小規模保育事業B型 (職員)</p>	<p>第31条 (略) 第3節 小規模保育事業B型 (職員)</p>
<p>第32条 (略)</p>	<p>第32条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>
<p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>第33条～第44条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>第33条～第44条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>
<p>第45条 (略)</p>	<p>第45条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>
<p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法</p>	

<p>士等を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は附則第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>第46条および第47条 （略） （小規模型事業所内保育事業所の職員）</p>	<p>第46条および第47条 （略） （小規模型事業所内保育事業所の職員）</p>
<p>第48条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	<p>第48条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>
<p>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>第49条～第51条 （略） 附 則 1～9 （略） 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（第30条第3項もしくは第4項もしくは第45条第3項もしくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される<u>保育士の数の3分の2以上置かなければならない。</u></p>	<p>第49条～第51条 （略） 附 則 1～9 （略） 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項もしくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を<u>保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）</u>の3分の2以上置かなければならない。</p>
<p>以下 （略）</p>	<p>以下 （略）</p>

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第6条の2（略） （学級の編制の基準）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 1学級の園児数は、<u>30人</u>以下を原則とする。</p> <p>3（略） （職員の数等）</p> <p>第8条 幼保連携型認定こども園には、園長のほか、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 前項の園児の教育および保育に直接従事する職員は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項および附則第15項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭又は講師とする。</p> <p>5および6（略）</p> <p>7 <u>第4項に規定する者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。）もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第4項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>8（略）</p> <p>9 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置く</p>	<p>第1条～第6条の2（略） （学級の編制の基準）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 1学級の園児数は、<u>35人</u>以下を原則とする。</p> <p>3（略） （職員の数等）</p> <p>第8条 幼保連携型認定こども園には、園長のほか、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 前項の園児の教育および保育に直接従事する職員は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項および附則第15項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師とする。</p> <p>5および6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>8 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置く</p>

<p>よう努めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第9条～第27条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 第8条第4項に規定する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>および養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>16～18 (略)</p> <p>19 第8条第7項および附則第15項から前項までの規定により同条第4項に規定する者を<u>特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者又は看護師等</u>をもって代える場合においては、当該<u>特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p> <p>20 <u>第8条第7項および附則第17項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって同条第4項に規定する者（同条第7項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>別表 (略)</p>	<p>よう努めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) (略)</p> <p>第9条～第27条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 第8条第4項に規定する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>16～18 (略)</p> <p>19 第15項から前項までの規定により第8条第4項に規定する者を<u>小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者又は看護師等</u>をもって代える場合においては、当該<u>小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p> <p>別表 (略)</p>
--	--

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(職員の配置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 満3歳以上の子どもが利用する認定こども園については、当該満3歳以上の子どもであって、1日における認定こども園の利用時間が8時間程度であるもの（以下</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(職員の配置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 満3歳以上の子どもが利用する認定こども園については、当該満3歳以上の子どもであって、1日における認定こども園の利用時間が8時間程度であるもの（以下</p>

「教育および保育時間相当利用児」という。)および4時間程度であるものが認定子ども園を共通して利用する時間おおむね4時間について編制する1の学級ごとに1人以上の担当の教育保育従事職員(以下「学級担任」という。)を置かなければならない。この場合において、1の学級を編制する子どもの人数は、30人以下とすることを原則とする。

(職員の資格)

第5条 (略)

2および3 (略)

4 第2項第1号もしくは第2号(附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、1人に限り、当該認定子ども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法第1条に規定する大学(同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。))もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者(学級担任以外の教育保育従事職員をいう。以下同じ。))として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定子ども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第6条～第10条 (略)

附 則

1～5 (略)

6 第5条第2項第1号又は附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項第2号(同号中「受けた者」を「受けた者又は登録を受けた者(当該認定子ども園が幼稚園型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園である場合にあっては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者」と読み替える部分に限る。))の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校の教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該認定子ども園において養護をつかさどる主幹教諭もしくは主務教諭又は養護

「教育および保育時間相当利用児」という。)および4時間程度であるものが認定子ども園を共通して利用する時間おおむね4時間について編制する1の学級ごとに1人以上の担当の教育保育従事職員(以下「学級担任」という。)を置かなければならない。この場合において、1の学級を編制する子どもの人数は、35人以下とすることを原則とする。

(職員の資格)

第5条 (略)

2および3 (略)

り読み替えて適用する場合を含む。)又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、1人に限り、当該認定子ども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法第1条に規定する大学(同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。))もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者(学級担任以外の教育保育従事職員をいう。以下同じ。))として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定子ども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第6条～第10条 (略)

附 則

1～5 (略)

6 第5条第2項第1号又は附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項第2号(同号中「受けた者」を「受けた者又は登録を受けた者(当該認定子ども園が幼稚園型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園である場合にあっては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者」と読み替える部分に限る。))の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校の教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該認定子ども園において養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として従事し

教諭として従事している者を除く。附則第8項および附則第10項において「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。

7 第5条第2項第1号の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 第5条第2項第2号又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる幼稚園の教員の免許状を有する者又は登録を受けた者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 (略)

10 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数の3分の1を超えてはならない。

第5条第4項	第5条第2項第1号もしくは第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者	特定理学療法士等
附則第6項	(略)	
	(略)	

11 第5条第4項および附則第7項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者（同条第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

ている者を除く。附則第8項および附則第10項において「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。

7 第5条第2項第1号の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項および附則第10項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 第5条第2項第2号又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる幼稚園の教員の免許状を有する者又は登録を受けた者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者（学級担任以外の教育保育従事職員をいう。次項において同じ。）として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 (略)

10 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数の3分の1を超えてはならない。

附則第6項	(略)
	(略)

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例（令和6年秋田市条例第54号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>本則（略） 附 則 1（略） <u>（秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）</u></p> <p>2 保育士の配置については、<u>令和10年3月31日までの間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第1条の規定による改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（次項において「改正後の児童福祉施設基準条例」という。）第36条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（次項において「改正前の児童福祉施設基準条例」という。）第36条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。</u></p> <p>3 <u>保育士の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の児童福祉施設基準条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の児童福祉施設基準条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。</u> <u>（秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）</u></p> <p>4 <u>園児の教育および保育に直接従事する職員の配置については、令和10年3月31日までの間、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第2条の規定による改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（次項において「改正後の幼保連携型認定こども園基準条例」という。）第8条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（次項において「改正前の幼保連携型認定こども園基準条例」とい</u></p>	<p>本則（略） 附 則 1（略） <u>（秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）</u></p> <p>2 保育士の配置については、<u>当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第1条の規定による改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>（秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>園児の教育および保育に直接従事する職員の配置については、当分の間、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第2条の規定による改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>

う。) 第8条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

5 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置については、当分の間、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の幼保連携型認定こども園基準条例第8条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の幼保連携型認定こども園基準条例第8条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

6 保育士又は第3条の規定による改正後の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(以下この項および次項において「改正後の家庭的保育事業等基準条例」という。)第32条第1項もしくは第48条第1項に規定する保育従事者(以下この項および次項において「保育従事者」という。)の配置については、令和10年3月31日までの間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。)は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(次項において「改正前の家庭的保育事業等基準条例」という。)第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

7 保育士又は保育従事者の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

4 保育士又は第3条の規定による改正後の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第32条第1項もしくは第48条第1項に規定する保育従事者の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部

<u>改正に伴う経過措置)</u>	<u>改正に伴う経過措置)</u>
<p>8 <u>子どもの教育又は保育に従事する職員(以下この項および次項において「教育保育従事職員」という。)の配置については、令和10年3月31日までの間、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第4条の規定による改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例(次項において「改正後の認定こども園認定要件条例」という。)第4条第2項の規定(満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例(次項において「改正前の認定こども園認定要件条例」という。)第4条第2項の規定(満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>9 <u>教育保育従事職員の配置については、当分の間、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の認定こども園認定要件条例第4条第2項の規定(満4歳以上の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、改正前の認定こども園認定要件条例第4条第2項の規定(満4歳以上の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>5 <u>子どもの教育又は保育に従事する職員の配置については、当分の間、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第4条の規定による改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第2項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>

岩見三内保育所のあり方について

1 概要

岩見三内保育所は児童数の減少が続いており、今後も児童数の増加が見込めず、集団保育や各種行事の実施が困難なため、令和9年度以降のあり方を検討している。

(児童数の推移) (単位：人)

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和6年度	1	2	4	5	2	4	18
令和7年度	1	0	2	4	5	2	14
令和8年度	0	1	0	2	3	5	11

※ 令和6～7年度は各年度末時点、令和8年度は6月1日時点
0歳児1人が令和8年8月21日入所予定

2 経緯

(1) 保護者等説明会

令和8年3月12日に保護者等説明会を実施し、「令和9年度末での閉所は避けられない」こと、「これ以上の児童数減員があった場合、令和8年度末での閉所となる可能性がある」ことを説明した。その上で、令和9年度在籍予定児童の保護者から、5月上旬に意向を確認することとした。

(2) 保護者の意向

5月上旬に岩見三内保育所長を通じて、保護者の意向を聞き取りしたところ、3歳児(令和9年度4歳児)の保護者から令和8年度末での転園の意思表示があったため、令和9年度在籍予定児童の保護者と閉所を前提とした個別面談を行うこととした。

(3) 個別面談

令和8年5月19日および21日に、個別面談を実施し、令和9年度在籍予定児童の保護者全員から令和8年度末での閉所の下承が得られたことから、岩見三内保育所を令和8年度末で閉所する方向で検討を進めている。

3 今後の対応

- (1) 9月議会において、秋田市保育所設置条例の一部改正案を提出する。
- (2) 令和9年度在籍予定の7人の転園について、希望に沿って対応する。
- (3) 河辺保育所を希望する児童の通園バスによる送迎について、保護者の希望に沿って対応する。
- (4) 建物および土地については用途廃止後、財産管理課へ所管換えする。

【参考】岩見三内保育所の概要

- (1) 所在地 秋田市河辺三内字外川原115番地
- (2) 建物 木造平家建、平成19年度建築(築19年) ※起債の償還は終了

児童館等における土曜日の運用見直しについて

1 趣旨

本市の児童館、児童センターおよび児童室（以下「児童館等」という。）について、土曜日において著しく利用率の低い館が存在する。子どもたちが多様な遊びや交流を通して心身ともに健やかに成長するためには、子ども同士で遊べる機会が生まれやすくなるよう、各館で複数名の利用がなされることが望ましいことから、当該児童館等を土曜日休業とし、近隣の児童館等の利用を促す試行を実施しようとするもの

2 児童館等の現状

(1) 設置場所

各学区1館ずつ（計36か所）

※学区にかかわらず、いずれの児童館等も利用可能

(2) 平均利用者数

令和7年度1館1日当たり 平日 44.3人 土曜日 4.7人

3 試行の詳細

(1) 実施内容

対象の児童館等を土曜日休業とし、近隣の児童館等の利用を促す。

(2) 実施期間

令和8年10月～令和9年3月の土曜日

（小学校の長期休業中を含め、平日の運用に変更なし）

(3) 土曜日休業の対象

令和7年度の土曜日の平均利用者数が1人未満の5館を対象とする。

土曜日に休業する館	R7実績	（参考）近隣の児童館・児童センター等
下新城児童室	0.2人	飯島児童センター、金足西児童館
下浜児童室	0.5人	日新児童館、浜田児童館
岩見三内児童室	0.2人	広面児童館、御所野児童センター
明德児童センター	0.6人	保戸野児童館、広面児童館
雄和児童センター	0.7人	御所野児童センター

4 運用見直しのメリット

(1) 一緒に活動する子どもの人数が増え、多様な遊びや交流の機会を創出する。

(2) 休業する児童館等の職員を人員が不足している他の児童館等に配置することで、職員の目が行き届きやすくなる。

5 今後のスケジュール

- 令和8年 6月 対象学区の児童・保護者へ周知
- 10月 試行開始（～令和9年3月）
- 11月 児童・保護者向けアンケート
- 12月 試行およびアンケート結果の検証

6 令和9年度以降の運用について

対象児童館等の令和9年度以降の土曜日休業については、利用者へのアンケート結果等を検証し、慎重に判断する。